

様式第2号（第7条関係）

指令第 45 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 出雲市白枝町1185番地1

氏名 ワルツ商事 有限会社

代表取締役 日下 眞二

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者氏名)

令和7年3月10日付け申請の一般廃棄物収集運搬業については、雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する規則第7条により、許可する。

令和7年3月12日

雲南市・飯南町事務組合
管理者 石 飛 厚 志



許可の区分	一般廃棄物収集運搬業
許可期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日
営業区域	雲南市・飯南町
その他必要な事項	裏面の許可条件を厳守のこと

令和7年3月12日付け指令第45号の一般廃棄物収集運搬業の許可にあたり、下記の事項を遵守すること。

記

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する規則、その他関係諸法を遵守し、誠実に一般廃棄物収集運搬業に専念すること。

特に次のことを遵守すること。

- ① 運搬にあたっては廃棄物が飛散しないよう対応を講ずること。
- ② 許可業務を他人に委託しないこと。
- ③ 営業区域外以外のごみの搬入は行わないこと。
- ④ 雲南市のうち大東町、加茂町、木次町、三刀屋町から発生した一般廃棄物は、雲南エネルギーセンター又はリサイクルプラザへ搬入することとし、雲南市のうち吉田町、掛合町ならびに飯南町から発生した一般廃棄物は、いいしクリーンセンターへ搬入すること。
- ⑤ 運搬にあたる廃棄物取扱自動車は、見えやすいところに許可（許可証の写し）の標示をすること。

2. 雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理計画に従い、適正な収集運搬を行うこと。
3. 許可証は、事務所又は事業所に掲示すること。また、許可期限が終了したときは直ちに返却すること。